

川口市議会の排外主義・差別を許しません—日本共産党市議団が主張

●「不法滞在者ゼロプランの着実な実行等を求める意見書」に反対

政府は今年5月に、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるため、国民の安全・安心のためとあって、ゼロプランを発表していますが、非正規滞在者をルールを守らない外国人として治安悪化の要因と決めつけ、国民に不安を与えているという認識の下で対応策をまとめています。外国人住民が増大したことで文化・生活習慣の違いによる日常生活上の不安が増していることと不法滞在者ゼロプランは因果関係がありません。

そして非正規滞在者には難民など適正な保護がされていない人、様々な事情があって在留資格がない人たちがいるのに、一括りで「不法」として非正規滞在者を排斥する策は「排外主義」と訴える声もあります。

またゼロプランでは誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返しているものを含め、ルールを守らない外国人を速やかに退去させるため、「入国管理」「在留管理・難民審査」「出国・送還」の対応策をまとめたとされていますが、日本の難民認定の実務は出身国情報など限られた情報をもとにし、面接による事情聴取をしない、複数回申請者は就労が認められず生活が困窮しても出身国への送還を恐れて再度の申請を行わざるを得ない状況にあるのに、現状は3回目申請者を、護送官付き国費送還を進めるなどの多数の問題点が指摘されています。

これも公正で適正な手続きが保障されていない日本の難民認定のもとでは、申請者の権利を制約しており本来保護されるべき人も排除することにもつながります。

昨年、日本の難民認定率は2.2%で先進国と比較して突出して低い状況が長年続いており、国費送還倍増などを掲げるゼロプランは到底容認できません。

実際にゼロプランを定めたのち、退去強制手続きが増えていて、川口市に居住していた方は子どもも含め強制送還されています。その中には、幼いころより日本で育った子どもや日本で生まれた子どもも含まれています。日本語での生活と文化の中で育ち、教育を

受け学生生活を過ごしていた子は入国管理局に行ったその日に、日本の友達と遊びに行く約束を果たせないまま「さよなら」も言えずに、そして母国語も十分に習得できていない、文化にもなじみがないにも関わらず家族と一緒に退去させられました。将来の夢をかなえる可能性も望みもなくなって精神的に不安定な状況にある子もいるそうです。これは国際法上の子どもの権利条約や人権規約にも反するものと指摘されています。

また、意見書案では、医療機関での医療費の未払い問題を自治体の負担になっているとして、その対応に触れていますが、医療機関の窓口における医療費の未払は、地方自治体の負担ではなく医療機関の負担であり、事実誤認のまま国への対応を求めています。

さらに外国人の未払の実態は多くが健康保険に加入できない無保険者です。

川口市立医療センターにおける令和6年度の未収金をみると、未収金額のうち外国人によるものは25.6%で75%は日本人によるものです。また外国人未収金額のうち無保険での受診による未収金は73.3%で、未払いが生じている外国人の約58%が無保険となっています。仮放免者など地域で生活する外国人には、健康保険の加入など人道的な対応こそ必要であると考えます。

正規の在留資格を持たない非正規の外国籍居住者を「不法滞在者」と呼称する用語についても1975年に国連で公の文章で「非正規」と表現するよう要請されています。それにも拘わらず「不法滞在者」という用語を使い、国籍・人種による差別を助長し、国際法上も倫理上も問題の多い施策を推進することを川口市議会が公に求めることなど到底容認できません。

●「外国人による交通事故の防止と被害者の保護・救済措置を国に求める意見書」に反対

飲酒運転や、速度超過などへの危険な運転への啓発は外国人に限らず、国籍を問わず交通ルールを守り法令順守をすることが必要です。無免許、無保険や法令違反者への対応も国籍を問わず厳格に執り行われるべきです。また、交通事故被害者の救済制度の充実も、だれでも十分な補償が受けられるようにするべきです。

川口市議会が、外国人による交通事故を特別視する意見書を提出することは、「国籍」という「属性」の少数者に対し、その属性を理由に不利益な扱いを求めることで、これは差別に他なりません。



2025年10月12日 No.1809

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまとこ

国民健康保険税の税率引き上げ議論はじまる

10月1日に川口国民健康保険運営協議会が開かれました。
協議事項は以下の通りです。

①令和8年度国民健康保険税率の改定について

9月17日付で市長より国民健康保険税の税率改定について諮問され、その中で「埼玉県国民健康保険運営方針に基づき令和9年度の収納率格差以外の項目を統一する保険税水準の準統一令和12年の保険税水準の完全統一が予定されている」こと、国保財政健全化のため適正な国保税率等の検討の必要性が述べられています。

国民健康保険税の賦課方式・税率の見直しについて

		H22年度	(A) H24年度～	(参考) (B) R7標準保険税率	差(A-B)
①医療分	所得割	6.50%	7.45%	7.21%	0.24%
	資産割	40.0%	廃止	—	—
	均等割	13,000円	28,000円	44,190円	△16,190円
	平等割	22,000円	廃止	—	—
②支援分	所得割	2.50%	2.50%	2.78%	△0.28%
	均等割	9,000円	9,000円	16,785円	△7,785円
③介護分	所得割	1.30%	1.30%	2.36%	△1.06%
	均等割	13,000円	13,000円	16,984円	△3,984円
合 計	所得割	10.30%	11.25%	12.35%	△1.10%
①+②+③	均等割	35,000円	50,000円	77,959円	△27,959円
限 度 額		73万円	77万円→106万円	109万円	△3万円

市から参考資料として今年度の県の標準保険税率と市の保険税の比較がされています。現行で約3万円ほど市の一人当たりの保険税額が低く抑えられています。今年中に、来年度の県の納付金仮算定などを踏まえ税率改定の答申を行う予定です。

②マイナ保険証の利用率について

昨年12月2日より従来の保険証の発行がなくなり、ことし7月には国民健康保険の保険証のいっせい更新がされました。市のマイナ保険証の登録者数は62873人(7月末)、マイナ保険証による資格確認利用率は32.9%(7月末)と報告がされました。また、直近3カ月のマイナ保険証の利用登録解除件数は311件とのことでした。

③埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)に基づく本市の取組みについて

埼玉県の国保運営方針では令和9年度までに準統一(保険税の算定にあたり、収納率格差以外の歳入歳出の各項目の取り扱いを統一)する方針です。

④今後の市の対応方針(案)について ※運営協議会資料より抜粋

- 本市の現状
- ・被保険者数の減少に伴い医療費総額も減少。一人当たり医療費は増加傾向
 - ・法定外繰入金として一般会計からの市税等投入(令和7年度約24億円)
 - ・国保税の現年度収納率(令和5年度92.71%)は県平均(94.39%)及び県の令和8年度規模別収納目標93.72%以上を下回っている。

項 目	目標年度	内 容
1 国保税の収納率	令和8年度	国保税の収納率を県平均(93.72%)に引き上げ
2 国・県の法定の支援金確保	継続	医療費適正化、徴収対策等の取り組みによる保険者努力支援金を可能な限り確保
3 国保税の賦課限度額	令和8年度	令和7年度の政令改正に伴う見直し
	令和9年度以降	国の政令改正に合わせた見直し
4 税率改正	令和8年度	令和8年度までの赤字解消を目指し、埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえた見直し
	令和9年度以降	令和9年度の準統一、令和12年度の完全統一に向けた見直し
5 子ども子育て支援納付金(新規)	令和8年度	子ども子育て支援金制度創設について詳細が判明次第対応

市が県の標準保険税率との比較とした参考資料では以下のように示されています。

令和7年度モデル世帯別保険税額 ・60歳単身世帯の場合
(所得43万円以下の場合 7割軽減)

現行 15000円 →県標準保険税額 23200円 差 8200円

(所得100万円の場合)

現行 114000円 →県標準保険税額 148200円 差 34200円

今回の改定では低所得者ほど影響が大きく負担増となる可能性も示唆されています。